

食品接触材料安全センターメールマガジン No.79（2024年1月下旬号）を発行致しましたのでご覧ください。

■食品接触材料安全センター会員向けホームページの新ページ「はじめて申請される方に」

食品接触材料安全センター会員向けホームページの新ページ「はじめて申請される方に」
～会員説明会（2023年12月20日開催）の資料および動画を掲載しました～

安全センターは2023年12月15日に会員向けホームページをリニューアルしました。このリニューアルは、2023年11月30日の国PL制度の改正告示に際し、JCIIが新たに開始する適合確認書業務や既存業務である確認証明書等の規程類の制定・改正にともなう各種掲載情報の変更やページの新設、また会員向けホームページの利用しやすさの改善等を目的として実施したものです。

今回のリニューアルにおいて、新ページ「はじめて申請される方に」を設けています。この新ページは各種申請書を作成される会員の皆様の参考となる資料や動画を掲載するチュートリアル的なページです。このページへは「確認証明書・適合確認書の交付申請はこちら」のページの冒頭にある緑色のボタンから入ることができます。

この新ページ開設の手始めに、2023年12月20日に開催しました会員説明会の資料と動画を掲載しました。これらの資料は、確認証明書及び適合確認書の申請ご担当者向けの内容となっており、改正国PL制度に対応した確認証明書及び適合確認書の申請時に必要な情報、確認すべき項目等を説明しています。

今後もこの新ページへ会員の皆様に有用な資料を追加してまいります。文字通りはじめて申請される方はもとより、申請経験者の方々も困ったときにご活用いただけましたら幸いです。

つづく

■食品接触材料海外規制最新情報について

食品接触材料海外規制最新情報

この間、海外の食品接触材料分野に注目すべき動きが確認されています。今回は、米国カリフォルニア州「プラスチック汚染防止包装材料生産者責任法（SB 54）」を紹介します。

2022年7月1日米国カリフォルニア州は、「プラスチック汚染防止包装材料生産者責任法」を公布した。プラスチック生産者にEPRを課し、設定された目標をクリアした事業だけが存続する形を取っている。

・使い捨てプラスチック包装と食品サービスウェアを「対象材料」とし、関連する事業者に次のサイクル率を課す：2028年30%、2030年40%、2032年65%（セクション42050(c)）。

・EPRの下「生産者責任組織（PRO）」という枠組みを導入し、既に実績のある対象材料の生産者からの申請、行政の認可により結成する（セクション42051(b)(2)）。この組織には2032年1月1日までに対象材料の重量及び数量で25%の削減を課す（セクション42057(a)(1)）。また2027年から10年間、年5億ドルのカリフォルニアプラスチック汚染緩和基金納付を課す（セクション42064(e)）。一方、連邦内歳入法1986セクション501(c)(3)に基づき同法の課税は免除される（セクション42041(x)）。

・プラスチック廃棄物は、PE,PP,PETの1つ又は複数のみからなる混合物とされる（セクション42041(aa)(4)(B)(i)）。

・発泡ポリスチレン製（押出發泡成形を含む）食品サービスウェアについて、次のリサイクル率を課し、この率を満たさないとき上市が禁止される：2025年25%、2028年30%、2030年50%、2032年以降65%（セクション42057(i)）。

・生鮮食品の対象材料にリサイクルの要件は課せられない（セクション42060(b)(2)）。これにより魚箱などは対象外と判断される。

・2024年1月8日カリフォルニア州は、SB 54の下、EPR推進を担う生産者責任組織(PRO)としてCircular Action Alliance (CAA)を指定したことを公表した。また1月15日WTO通報(G/TBT/N/USA/2088)により、SB 54の下にカバーされる材料カテゴリ(CMC)リストを公表し、意見募集を始めた。この中に、各種材料製品のリサイクル可能性、堆肥化可能性が(YesかNoかで)評価されている。

■お知らせ

食品接触材料などに関する内外の動き

- 消費者庁「令和6年度予算案等について」令和5年12月

https://www.caa.go.jp/policies/budget/assets/cms_caa205_231222_01.pdf

厚労省食品基準審査行政の移管に伴う予算化

- 厚生労働省「第25回 シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」令和6年1月17日

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37125.html

資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37120.html

- 食品安全委員会「着色料として用いられる食品添加物、二酸化チタンを解説します～川西徹委員インタビュー～」令和6年1月16日

https://www.fsc.go.jp/foodsafetyinfo_map/nisankatitan_kaisetuh.html

- 食品医薬品安全処（MFDS）「食品用透明廃ペットボトルをリサイクルした食品容器の生産拡大」2023年12月27日

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=47924

- 中国工業情報化部「「食品及び化粧品の過剰包装制限要件」強制国家標準改訂第2号（承認案）に意見を公募する。」2024年1月9日

https://www.miit.gov.cn/gzcy/yjzj/art/2024/art_0823b9f583e04f8db09011fecc8560f7.html

- 中国食品工業協会「「食品接触紙、板紙及び製品に含まれる抽出可能な有機フッ素含有量の測定」、「食品接触紙、板紙及び製品に含まれる有機フッ素含有量の測定」、「食品接触紙、板紙及び製品に含まれる総フッ素含有量の測定」に関する業界標準（意見募集稿）意見募集書簡」2024年1月16日

<https://www.cnfia.cn/archives/34387>

- ECHA「REACH 第69条(2)に従って、成形品に含まれる4種類のベンゾトリアゾールの使用を制限すべきかどうか評価するためのスクリーニング報告書」2024年1月17日

https://echa.europa.eu/documents/10162/17233/rest_screening_axiv_entry_51_54_screening_report_en.pdf/fb256312-68a2-d15e-94d7-c188fb36d273?t=1705475654731

●ECHA ウィークリー2024年1月17日「ECHAは難燃剤を更に調査する」

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-17-january-2024

欧州委員会指示書

https://echa.europa.eu/documents/10162/17233/rest_flame_retardants_com_mandate_en.pdf/3e50850a-610d-385b-b5ed-b7dedb35cb46

●EFSA「PETメカニカルリサイクルに関するウェビナーのガイダンス」2024年2月20日開催

<https://www.efsa.europa.eu/en/events/guidance-mechanical-pet-recycling-webinar>

2024年2月7日科学ガイダンス資料公表予定。

●スイス「食品接触用材料及び成形品に関する DFI 条例」2023年12月8日

<https://www.fedlex.admin.ch/eli/oc/2023/836/fr>

●ジョージア「ジョージア政府決議第446号、2023年11月14日、トビリシ」2023年11月14日

<https://matsne.gov.ge/ka/document/view/5966934?publication=0>

●EPA「バイデン・ハリス政権は、非アクティブ（注：市場からなくなった）PFASの再参入を防ぐ規則を最終決定」2024年1月8日

<https://www.epa.gov/newsreleases/biden-harris-administration-finalizes-rule-prevent-inactive-pfas-reentering-commerce>

官報「重要新規用途：有害物質規制法インベントリで非アクティブ物質に指定されたパー及びポリフルオロアルキル化学物質」2024年1月11日

<https://www.federalregister.gov/public-inspection/2024-00412/significant-new-uses-per-and-poly-fluoroalkyl-chemical-substances-designated-as-inactive-on-the>

WTO 通報「G/TBT/N/USA/1960/Add.1：TSCA インベントリで非アクティブと指定されたパー及びポリフルオロアルキル化学物質。重要新規使用規則」2024年1月12日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN23/USA1960A1.pdf&Open=True>

●EPA「EPAは、新たに7つのPFASに有害物質放出インベントリ報告を要求」2024年1月9日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-requires-toxics-release-inventory-reporting-seven-additional-pfas>

●米国 WTO 通報「G/TBT/N/USA/1272/Rev.1/Add.2 おもちゃの安全性のため ASTM F963 を強制する標準」2024年1月19日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN17/USA1272R1A2.pdf&Open=True>

●カリフォルニア州「G/TBT/N/USA/2088 SB 54 プラスチック汚染防止包装材料生産者責任法規則」2024年1月15日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN24/USA2088.pdf&Open=True>

Circular Action Alliance 「サーキュラー・アクション・アライアンスがカリフォルニア州の生産者責任団体に選ばれる」2023年1月8日

<https://circularactionalliance.org/news-feed/kgbdtublilt054ujphh5d43vm2b0ju-ywzjazaln5>

●UNEP 「新たなプラスチック取引が具体化する中、企業は今すぐビジネスモデルを転換する必要がある」2024年1月15日

<https://www.weforum.org/agenda/2024/01/plastics-deal-in-2024-business-models/>

●INC-4 「UNEP/PP/INC.4/1 暫定アジェンダ」2024年1月5日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/44586/ProvisionalAgenda.pdf>

●INC 局「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある手段を開発する政府間交渉委員会 局の会議」2023年11月10日開催、2024年1月9日議事録公表

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/44575/231103_BureauMeetingMinutes.pdf

●INC-4 「局会合の暫定アジェンダ」2024年1月22日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/44608/240122_DraftAgenda.pdf

詳細情報は、会員向けページ「安全衛生情報（月度発刊）」をご覧ください。

■■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■■

HP の整備に伴い、下記 URL の一部を変更しましたので、ご確認ください！

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしました。メールマガジンはその後、非会員を含めた情報ツールとなりました。隔週ごとの発刊が一定のテンポで進み、発刊数も増え、広く知られる状況になったと考えます。これにより、従来会員の窓口の方に HP への掲載を都度お知らせしてきましたが、このお知らせを終了させて頂くことにしましたのでご了承ください。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

(<https://www.jcii.or.jp/pages/164/>)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/pages/98/>

ー JCI の個人情報の取扱いに関しましては、JCI ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。(<https://www.jcii.or.jp/pages/9/>)

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。

(info-fcmssc@jcii.or.jp)

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCI) 食品接触材料安全センター

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : info-fcmssc@jcii.or.jp

URL : <https://www.jcii.or.jp/pages/65/>